

# 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程

## 1 制度の概要

### (1) 制度の概要

大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度

### (2) 制度の内容

休業事由	○大学等課程の履修 大学、大学院等における課程の履修 ○国際貢献活動 JICAによる派遣等への参加 国際協力に資する外国における奉仕活動
対象職員	在職期間3年以上
休業期間	○大学等課程の履修：2年 (履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は3年) ○国際貢献活動：3年
承認要件	・公務に支障がないこと ・公務に関する能力向上に資すること 【考慮事項】勤務成績、その他の事情
申請内容	・休業しようとする期間 ・大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容
休業期間の延長	休業期間の範囲内で1回
復帰時の給与調整	他の職員と均衡上必要と認められる範囲内で人事委員会規則で定める。
退職手当	・在職期間から全期間除算。 ・ただし、公務の能率的な運営に特に資する場合は、2分の1除算
その他	給与不支給

## 2 根拠法令等

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5

○川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年川崎市条例第74号）  
条例の施行日：平成29年4月1日

## 3 規程の制定概要

### (1) 制定理由

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に関し必要な事項を定める。

### (2) 本則の内容

- ア 任命権者が定める大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合  
大学院又はこれに相当する外国の大学に在学してその課程を履修する場合とする。
- イ 自己啓発等休業の承認及び期間の延長の申請手続並びに様式、職務復帰、退職手当、職員情報システムによる処理及び教育長への委任等について定める。

### (3) 施行日

平成29年4月1日